

○大隅肝属広域事務組合施設管理運営検討委員会設置要綱

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合告示第12号

施設管理運営検討委員会設置要綱（平成19年肝属地区一般廃棄物処理組告示第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大隅肝属広域事務組合が所有する施設の運営管理について検討を行うため、施設運営管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（対象施設）

第2条 検討委員会の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 肝属地区清掃センター（熱回収施設及びリサイクルセンター）

（所掌事務）

第3条 検討委員会は、管理者の諮問により次に掲げる事項についての検討を行うものとする。

- (1) 施設運営管理形態の検討に関する事。
- (2) 運営管理における入札、契約方法等に関する事。
- (3) その他、運営管理の実施にむけた必要な事項に関する事。

（委員）

第4条 検討委員会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験又は実務経験を有する者（専門家）
- (2) 大隅肝属広域事務組合議会議員（議会選出議員、各市町1人）
- (3) 構成市町の副市長、副町長（副市町長が欠けている場合は、当該市町の首長が指名する職員）
- (4) 第8条に示す専門委員会会長

（委員の任期）

第5条 検討委員の任期は、1年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の任期期間とする。

（委員長）

第6条 検討委員会に委員長を置き、専門家の委員を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は

意見を求めることができる。

(専門委員会)

第8条 検討委員会の検討事項に関して、必要な資料の収集及び原案の策定を行わせるため、施設運営管理検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 知識経験又は実務経験を有する者（専門家）

(2) 構成市町の職員（主管課長）

(3) 大隅肝属広域事務組合事務局長

3 専門委員の任期は、管理者が委嘱した日から委嘱した日の属する年度末までとする。

4 専門委員会に会長を置き、専門委員のうちから選任する。

5 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

6 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する専門委員がその職務を代理する。

7 専門委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

8 会長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 検討委員会及び専門委員会の庶務は、大隅肝属広域事務組合事務局において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。